

# 2018年度の指導計画

## 個別指導

# 情報提供、再指導が増加、高点数は減少か

表1 個別指導、集团的個別指導の計画概要の推移

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度
	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定
新規指定医療機関	180	171	180	167	174	130	172	133	165
(1) 前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	180		171		170		170		150
(2) 前年度の未実施となった保険医療機関	0		9		4		2		15
個別指導	218	42	217	41	218	45	218	41	219
(1) 情報提供があった医療機関									
①今年度新たに選定される保険医療機関	2		20		7		7		11
②前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	0		5		1		4		6
合計(①+②)	2		25		8		11		17
(2) 再指導									
①要再指導の保険医療機関									
・今年度新たに選定される保険医療機関	15		13		27		13		19
・前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	0		0		0		0		0
②監査の結果、「戒告」等を受けた保険医療機関	0		0		0		0		0
合計(①+②)	15		13		27		13		19
(3) 高点数保険医療機関 前々年度に集团的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	197		179		183		194		183
(4) その他：都道府県個別指導が必要な医療機関	2		0		0		0		0
(5) 指導を再開する保険医療機関	2		0		0		0		0
集团的個別指導	433	429	436	429	436	433	437	435	438

2018年度指導計画の概要が開示された。新規個別指導、個別指導や集团的個別指導の選定数や実施の見通しについて解説したい(社保研究部)。

### 個別指導選定は219件

新規開業者を含む個別指導は既に4月から実施されており、合計33日間にとり実施される。実施日は全て木曜日で、第1木曜はなるべく避けるように組まれている。集团的個別指導は8月5日に実施される。

### 今後の予定日

7月19日、26日、8月23日、30日、9月13日、20日、10月11日、18日、

### 個別指導の内訳

2017年度も引き続き高点数になった医療機関のうち1833件を選定している。

### 高点数個別は減

選定件数と実績を比較したものが表1で、新規開業を除く個別指導は、ここ数年40数件で推移しており、年度内に消化できる許容範囲といえる。そのため、高点数個別指導の比重が小さくなる

### 情報提供は優先される

情報提供による選定は、再指導や高点数と違い、年度途中でも追加される。例えば、2014年度は、情報提供による選定が2件しかないのに対し、「2014年度に未実施となった医療機関」が5件に増えている(表1)。

### 集团的個別は438件

高点数の医療機関が選定される集团的個別指導は、8月9日に実施される。今年度は、438件が選ばれている。

### 集团的個別指導は前年

のレセプト1件あたりの平均点数が府下の平均の1.2倍を超え、かつ上位8%の医療機関が対象になる。

### 対象機関は図1のよう

まず、府の平均点数の1.2倍を超える医療機関(19件)③レセプト枚数が月あたり30件未満の

図1 2018年度集团的個別指導の対象医療機関の選定過程



特に従業員からの内部告発は信頼性の高い情報として取り扱われる。

この結果、673件が残るが、最終的には全保険医療機関数の8%を超えない取り決めなので、437件が抽出され、最下位が同点数のため1件多い438件になった。

8%以下も選定

上記のように、単純に府下の上位8%が集团的個別指導に呼ばれるわけではない。特に、①前年度、前々年度に集团的個別指導を受けた医療機関②前年度、前々年度に新規個別指導を受けた医療機関③レセプト枚数が月あたり30件未満の

このルールができた1996年以来、是正・廃止するよう求めている。保険診療の質的向上や適正化を求めるのであれば、個別指導への連動とは切り離した上で、6年に一度の保険医療機関の指定講習時に実施するなど、方法はいくつでもあり得る。

### 施設基準の常勤換算の考え方 歯科治療時医療管理料(医管)、総合医療管理加算(総医)

改定前	改定後
(2) 非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤歯科医師等と同じ時間歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、常勤の歯科衛生士又は看護師が勤務しているとみなすことができる。	(2) 非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯と同じ時間帯に歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

### レセプトへの診療行為名称等の略号の一部訂正

診療行為名称等	処置・手術「その他」欄	
	改定前	改定後
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1を算定した場合	ΘSAS-OAp 1	SAS-OAp 1
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2を算定した場合	ΘSAS-OAp 2	SAS-OAp 2

※表はそれぞれの訂正通知を基に協会の編集で改定前後の対照表にしたもの

厚生労働省が6月21日に発出した事務連絡の主な内容は次の通り。特に常勤換算について改正後は「保険医療機関は、医院の標榜時間内に定められる勤務時間帯」に切り目なく配置される規

### 2018年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について(抜粋)

(6月21日事務連絡) 厚生労働省保険局医療課